

企画趣旨

ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

戦後日本において「司法過疎」は、主として弁護士や裁判所への地理的距離、人口希薄性、交通不便といった条件に起因する司法アクセスの不足として論じられてきた。そこでは、法的サービスの供給が乏しい地域において、住民が裁判、調停、法律相談といった制度的資源を十分に利用できないことが問題の中心に置かれてきた。しかし今日、この問題はもはやそうした空間的な不足だけでは捉えきれない。都市部においても、貧困の固定化、家族・近隣関係の変容、言語・文化的多様化、高齢化、災害やパンデミックにともなう生活基盤の脆弱化、さらには行政・司法への制度的不信などを背景に、法や司法が「利用できるもの」として経験されない局面が広がっている。問題は、単に「遠いから使えない」ということではない。制度に物理的には接近可能であっても、それが自分の問題と結びつかず、十分に理解できず、相談や利用の選択肢として立ち上がってこない、あるいは利用しても納得感や尊重の感覚が得られないという事態が存在する。本特集は、このような状態を「司法からの疎外」ないし「司法的疎外」と捉え、従来のアクセス論を、制度と人びとの経験的關係に注目する視角へと組み替えることを試みる。

その際、本特集が手がかりとするのが、オランダの法社会学者Marc Hertoghによるlegal alienation論である。Hertoghは、法と人びとのあいだに生じる距離を、法知識の不足や単なる制度理解の欠如としてだけではなく、より広い意味での疎外として捉え直した¹⁾。そこでは、法の意味が分

からず見通しも持てない「法的混乱」、制度に働きかけても結果を左右できないという「無力感」、仕組みを知るほどに公正を信じ難くなる「シニシズム」、そして制度が前提とする価値そのものへの違和感や不同意としての「価値観の断絶」といった諸相が区別される。これらが、制度の設計、運用、説明のあり方と、当事者の生活環境、関係性、規範意識との噛み合わなさから生じるのである。したがって、司法への到達可能性を高めるだけでは足りず、法や制度がどのように経験されているのか、なぜそれが「自分ごと」にならないのかを問う必要がある。

さらに本特集では、Tom R. Tylerの手続的公正論・正統性論を参照し、司法へのアクセスを「入口があるか否か」から、「どのような経験として届くのか」という問題に広げて捉える²⁾。Tylerが示したように、人びとは結果の有利不利だけで制度の正当性を判断するのではない。自分の声がきちんと聴かれたか、判断過程が中立的で分かりやすかったか、一人の人間として尊重されたか、そして制度の担い手が自分の状況に真摯な関心を示していたかという、プロセスの質に敏感である。したがって、司法的疎外を考える際にも、窓口や手続を増やすことも重要ではあるが、説明責任、参加可能性、敬意ある対応、納得可能性といった経験の条件も問う必要がある。

本特集は、この理論的視角を踏まえつつ、都市と地域にまたがって現れる司法的疎外の諸相を、実証的・比較的に描き出そうとするものである。まず総論として、佐藤岩夫論文は、日本における

1) Hertogh, M. (2018). *Nobody's law: Legal consciousness and legal alienation in everyday life*. London: Palgrave Macmillan.

2) Tyler, T. R. (2006). *Why people obey the law*. Princeton university press.